3　稲城市コミュニティバス第Ⅲ期見直しにおける見直し方針（稲城市地域公共交通会議で決定）

地域公共交通を取り巻く前提条件

社会情勢の変化や交通に関する最新状況

⑴　深刻な乗合バス事業者の運転手の不足

➡ 方針１、方針２、方針４へ反映

⑵　令和６年４月１日から施行された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」いわゆる「改善基準告示」を遵守した運転手の確保状況に応じた適正なバスの便数

➡ 方針１、方針２、方針３、方針４へ反映

⑶　コロナ禍後（アフターコロナ）の新しい生活様式に応じた対応

➡ 方針４へ反映

⑷　路線バスの新規路線開設に伴い、ｉバスの補完路線の位置づけの再検討

➡ 方針３、方針４、方針６へ反映

バスの利用状況・意見

⑴　「稲城市の公共交通のあり方に関する提言書」に関する順守すべき事項

1. 稲城市内における交通不便地域を解消すること。
2. 稲城市市立病院等の公共施設を結ぶことにより、高齢者等交通弱者の社会参加を促進すること。

⑵　現行ｉバスのこれまでに実施した乗降調査及び令和６年度実施する「ＯＤ調査方式※」による詳細な乗降調査の活用

※「利用者一人ひとりの乗車バス停と降車バス停を調べる調査方式」

➡ 方針１、方針２、方針３へ反映

⑶　市政への提案や市議会での一般質問などでの意見

➡ 方針５、方針７、方針９へ反映

⑷　令和６年３月の路線バスダイヤ改正により路線バスが撤退した路線や大幅減便があった路線の対応

➡ 方針５、方針７、方針９へ反映

⑸　バス事業者からの意見

路線バスの経路と重なるところがあり、コミュニティバスの定義（交通空白地域・不便地域の解消）から外れている路線もある。

特に、循環路線では、120 分（Ａコース）、115 分（Ｂコース）乗務時間が長く、スリム化が必要。

➡ 方針１、方針２、方針３、方針４、方針８、へ反映

■コミュニティバスの定義

本ガイドラインで「コミュニティバス」とは、交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、以下の方法により運行するものをいう。

⑴　一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス（乗車定員 11 人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む。）

⑵　市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送

■コミュニティバスの基本的な考え方

地域の交通ネットワークの整備にあたっては、路線定期運行を基本としつつ、当該地域の特性に応じたその他のサービスを組み合わせることによって、全体として整合性のとれたネットワークを構築することが重要である。

公的資金によって支えられるコミュニティバスは、自立運営を原則とする路線バスを補完し、これと一体となって当該地域の交通ネットワークの一部を形成するものであることから、その導入にあたっては、路線、区域、運行時刻等において路線バスとの整合性を図るよう十分留意する必要がある。

出典：国土交通省ホームページ

基本方針

見直し方針

第Ⅲ期見直し方針	
方針１	長大な路線の見直し ・i バスの 120 分の循環コースの見直し
方針２	重複区間の解消 ・路線バスとの重複区間、i バスの重複区間の解消
方針３	コミュニティバスと路線バスの乗り継ぎ ・路線バスへ乗り継ぎすることで遠方へいくことができる路線の検討
方針４	i バスの運行開始時間、運行終了時間の検討 ・コロナ禍後（アフターコロナ）の新しい生活様式に応じた対応 ・改善基準告示への対応
方針５	新たな移動手段の検討 ・オンデマンド交通の本格導入に向けた実証実験の実施
方針６	再編後のコミュニティバス路線について、収支率の設定による路線見直しを検討
方針７	既存路線バスの延伸、増便の要望 ・稲城駅終点となっている路線バス系統の稲城市役所へ延伸 ・新百合ヶ丘駅から稲城市立病院の路線増便または稲城駅止まり系統の延伸 ・若葉台駅から南多摩駅の路線バスの運行終了時間の延長または増便
方針８	路線バスと競合しない運賃設定の検討
方針９	その他の代替案の検討